

京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
公布する。

平成24年9月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第33号

京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例施行規則の一部を改正す
る規則

京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例施行規則の一部を次のように改正
する。

第6条第2項第12号を削り，同項第13号を同項第12号とする。

附 則

この規則は，平成24年10月1日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)